

◆子どもの医療費助成制度

江北町では、未就学の子ども及び小学生・中学生にかかる保険診療の対象となる医療費の一部を助成しています。

《対象年齢》 出生日から15歳に達した年度の末日まで（中学校卒業後の3月31日まで）

《対象疾病》 通院及び入院（入院時食事療養費を除く保険診療の対象となる全疾病）

【現物給付】

佐賀県内の医療機関を受診するとき、「健康保険証」と併せて「子どもの医療費受給資格証（桃色）」を医療機関等の窓口で提示し、一定額（自己負担額）を支払うだけで受診できます。		
自己負担額 （保護者負担額）	入院： 1医療機関あたり、上限1,000円/月額	
	通院： 1医療機関あたり、2回目まで 上限500円/月額	
	薬局： 無料	
江北町が指定する 県外保険医療機関	未就学の子どもは、下記の町が定める県外の指定医療機関において、子どもの医療費受給資格証（桃色）が利用できます。※ 指定医療機関以外では使えません。	
	①久留米大学病院	④佐世保市立総合病院
	②社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院	⑤国家公務員共済組合連合会佐世保共済病院
	③福岡市立こども病院・感染症センター	

【償還払い】

上記の指定医療機関以外の県外医療機関を受診した場合や受給資格証を忘れるなどで、医療機関窓口で医療費の一部負担金（2割・3割）を支払った場合は、「子どもの医療費助成金申請書」に必要事項を記入のうえ、診療月ごと、医療機関ごとに支払った医療費の領収書を添付して、福祉課に助成金申請書を提出してください。
<p>＜申請手続きに必要なもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 子どもの医療費助成金申請書（福祉課窓口にも設置しています。） ◎ 領収書（対象となる子どもや児童の氏名・診療月・診療総点数・一部負担金の領収額が明記されたもの） ◎ 印鑑（認印可） <p>※ 医療保険の給付対象とならないもの（健康診断・差額ベット代・容器代・オムツ代等）については、本人の自費負担となります。</p> <p>※ 医療機関等の窓口で支払った一部負担金が健康保険の高額療養費に該当する場合、加入する健康保険組合等の保険者へ高額療養費の申請手続きを行い、高額療養費が支給された後、子どもの医療費助成金申請手続きをしてください。</p> <p>※ 領収書の添付に替えて、「助成金申請書の保険診療額（領収）証明」欄に、受診した医療機関等から直接証明を記載してもらうことで申請することができます。</p>

◎ 助成金の申請期限は、一部負担金の支払い後1年以内となっています。お早めにご提出ください。

◎ 学校や保育園等でケガをした場合は、病院や薬局の窓口でその旨を伝えてください。

※ 上記に該当する場合、スポーツ保険（日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度）が優先されますので、子どもの医療費受給資格証（ピンク色）は使えません。
（学校や保育園等の保健室の先生などに相談のうえ、スポーツ保険に請求してください。）

《子どもの医療費受給資格証について》

1. 「子どもの医療費受給資格証（桃色）」は、子どもの医療費の助成を受けることができることを示す証ですから、大切に保管してください。
出生や転入などで「子どもの医療費受給資格証（桃色）」の交付を受けておられない方は、下記をご持参いただき、お早めに福祉課窓口でお手続きください。（即日発行できます。）
 - ① 印鑑（認印可）
 - ② 子どもの健康保険証（被保険者の健康保険証でも可）
2. 保険医療機関等で子どもが治療を受ける場合は、その窓口で被保険者証（又は組合員証）とともに、「子どもの医療費受給資格証（桃色）」を提示してください。提示がないと一部負担金（2割・3割）を請求される場合もあります。
3. 「子どもの医療費受給資格証（桃色）」に記載している、有効期間及び自己負担額をご確認のうえ医療機関等の窓口で負担してください。
4. 子どもの住所・氏名・加入医療保険、又はその内容に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。速やかに福祉課窓口でお手続きください。
5. 助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、「子どもの医療費受給資格証（桃色）」を速やかに福祉課へ返納してください。
6. 医療保険の給付対象とならないものは、本人の自費負担となります。
7. 「子どもの医療費受給資格証（桃色）」は、佐賀県内の保険医療機関等で利用できます。
（就学前までは、江北町が指定する県外保険医療機関等でも利用できます。）

（問い合わせ先） 江北町役場 福祉課 TEL：0952-86-5614 / FAX：0952-86-2130